

集落周辺里山整備事業Q&A

令和6年5月 林業課

【事業の目的】

Q	A
1 本事業の目的・助成内容はなにか	本事業は、県民生活に身近な集落周辺の荒廃森林を森林整備により再生・保全し、公益的機能を回復させることを目的に、里山林の点検・診断、再生・保全活動に要する経費を支援する。
2 なぜ新たに里山林を対象とした森林整備事業を創設したのか	水と緑の森づくり税の見直し（5年が期限）の際の県民アンケートや森林審議会等関係者からの意見聴取により、税の用途として「里山林整備」が妥当という意見が多かったため、新たに事業を創設した。
3 本事業の助成対象となる「公益的機能の低下した荒廃林」に対して行う「再生・保全」とは具体的にどういったことか	以下のような森林整備による集落周辺の荒廃森林の再生・保全を想定している。 (1)手入れ不足による過密林等に対して行う森林施業（不要木伐採、樹種転換（伐採・植栽）等） (2)手入れ不足による荒廃竹林に対して行う林相転換（伐採・植栽） (3)気象害、病虫害又は鳥獣害等による被災林に対して行う森林施業（不要木伐採、植栽等） (4)手入れ不足による人と野生動物との間の緩衝帯としての機能が低下した過密林等に対して行う森林施業（不要木伐採、樹種転換（伐採・植栽）等） ※家裏等の危険木処理のみでは森林の機能回復が不十分なため助成対象外。

【事業実施】

Q	A
4 集落「周辺」とは、どの程度を想定しているか また、本事業の保全対象として想定しているものはなにか。保全対象の住宅戸数に下限はあるか	集落と奥山の間に位置し、集落住民による本事業実施後の管理が可能なエリアを想定している。 保全対象としては、人家や、学校・病院といった公共施設等を想定している。保全対象の下限は設けていないが、人家や公共施設等が複数あることが必要。
5 桑畑など地目が「山林」ではない箇所では本事業は実施できないか	本事業の対象となる「森林」は、その土地の状況から社会通念上、立竹木の生育に供されると客観的に認められる土地を言うため、地目上「山林」である必要はない。 ただし、農地であれば非農地証明を取得するなど実施にあたっては必要な手続きを行う必要がある。
6 事業実施主体として、複数集落からなる協議会等が事業を実施できるか	事業実施後の施行地の管理ができると認められる者であれば実施できる。
7 里山の点検・診断を行う専門家に林政アドバイザー等がなることができるか	専門的な知見による集落周辺の里山林の点検・診断及び荒廃林の再生・保全計画を作成する能力が求められることから、森林保全についての技術力がある、次のいずれかに該当する事業者以外は想定していない。 ①鳥根県森林土木技術協会の会員であるコンサルタント ②「森林経営管理法」の第36条第2項に基づき県が公表する事業者

集落周辺里山整備事業Q&A

令和6年5月 林業課

8 里山の再生・保全を行う専門家は個人事業主や集落自治組織でも良いか	専門的な技術による再生・保全活動の確実な実施が求められることから、次のいずれかに該当する事業者以外は想定していない。 ①「鳥根県林業魅力向上プログラム」の第2に基づく登録事業者 ②「林業労働力の確保の推進に関する法律」の第5条に基づく認定事業者
9 3者協定の締結先を決定するのは誰か	決定は集落代表が行う。参考に森林協会から対象森林で里山の再生・保全を実施できる認定事業体等の紹介を行う。
10 協定期間は必ず2年でなければならないか	基本的には2年を想定しているが、整備範囲が少なく1年になるケースがあっても良い。 3年以上になる場合は集落の単位の細分化等を検討のこと。
11 一度採択されれば、2年間は必ず事業が実施できるのか	当年度採択した事業地については、次年度優先的に予算配分を行うが、次年度の予算状況により実施できない場合もある。
12 2年目事業を実施する際に単価が改正されていた場合、どの単価を使用するのか	当初の里山整備計画の事業費での実施を基本とする。 ただし、事業実施要領第2条2(3)に基づき里山整備計画を変更する場合は、新単価を使用した計画に変更すること(助成金額は1集落あたりの上限を超えない)。
13 集落から要望があった場合、市町村は集落自ら森林整備が行えるかどうか現場を確認する必要があるか(多面事業か本事業で要望するか市町村が事前に分ける必要があるのか)	必要に応じて現地を確認いただき、あわせて、提出された図面や写真をもとに本事業に適しているか判断いただきたい。
14 森林所有者の確認や同意の取付にかかる費用は助成金の対象外か	助成金の対象外。森林所有者の同意取り付け等地元調整は事業実施を希望する集落が実施すること。
15 事業規模は上限(2,100千円)を超える場合は自己負担が発生するのか	発生する。
16 事業規模に下限はあるか	単年度の再生・保全活動は0.1ha以上とする。
17 1年目に植栽した箇所の下刈りを協定期間内の2年目で計画することができるか	植栽後の下刈りは施行地の管理となることから、本事業では対象外。
18 どういった場合に本事業で管理道開設は実施できるか。	伐倒木の搬出など必要があると認められれば実施可能。
19 管理道開設単価は、森林作業道の開設単価と同等だが、森林作業道作設指針のとおり実施する必要があるか	森林作業道作設指針に基づき開設すること。
20 伐採した木竹の処分費は本事業の対象となるか	伐採した木竹は、林内や近接地で残置することを基本としている。残置に適した場所がなく危険な場合、処分費を計上することもできるが、事業費に占める割合が軽微な場合に限る。
21 災害で裏山の樹木が倒伏し散乱している。本事業で林内の倒木撤去は可能か	不要木伐採や皆伐、植栽等林地の再生・保全が十分図られるような計画であれば、本事業で実施可能。

集落周辺里山整備事業Q&A

令和6年5月 林業課

<p>22 大風等で道路等に倒伏する恐れのある危険木がある。本事業で危険木の伐倒除去は可能か</p>	<p>単木の伐採のみでは荒廃林の機能回復は不十分であるため助成対象外。 荒廃した里山林の再生・保全のために実施する不要木伐採において、面的な施業のなかで倒伏の恐れのある樹木を伐採することは可能。</p>
<p>23 鳥獣害対策を目的に森林を帯状に皆伐し、草地として管理したい（緩衝帯の整備）が助成対象となるか</p>	<p>森林以外に転用される緩衝帯の整備は助成対象外。 なお、不要木伐採や樹種転換等により、里山林の緩衝帯としての機能回復を図る森林施業は助成対象となる。</p>
<p>24 本事業で土木作業や土木構造物等の設置は助成対象となるか</p>	<p>本事業は、荒廃した里山林の再生・保全を図るための森林施業を助成対象としており、土木作業等は助成対象外。</p>
<p>2425 本事業でマツクイムシ被害の予防・駆除を目的とした樹幹注入、くん蒸駆除等の防除対策は助成対象となるか</p>	<p>樹幹注入、くん蒸駆除といった対策は継続的に行わないと効果がなく、集落の事業実施後の管理において、それらの対策を継続的に行うことは費用的に困難なため、助成対象外。</p>
<p>26 集落が行う施行地の管理はどういったものか また、管理に活用可能な補助金等はないのか</p>	<p>里山整備計画に示す整備の目的を達成させるに必要な森林施業（雑草木の刈り払いや植栽等）を想定している。 ・県民参加の森づくり事業（継続事業） ・造林補助事業 ※なお、補助金等の活用にあたっては、各圏域の県地方機関に採択要件等を確認のこと。</p>
<p>27 事業実施後の管理はいつまで行わなければならないのか</p>	<p>事業実施要領第4条3に基づき、事業実施の翌年から5年間施行地の管理状況の確認を行い、管理状況報告書（別紙様式14）を森林協会へ提出するものとする。なお、里山整備計画に基き適正に管理されていないと判断されるときは、集落代表者に対し、管理の実施を要請する。</p>
<p>28 伐採木の搬出について、収益が発生する場合の取り扱いを教えて欲しい</p>	<p>事業費から伐採木の販売収益を控除した額を助成する。 ただし、販売収益が助成額を上回る場合は、助成対象外。 例）・事業費(税抜) 2,100,000円（A） ・木材土場販売額(税抜) 100,000円（B） ・助成額 = 2,100,000 - 100,000 = 2,000,000円 ※ B > A の場合は、助成対象外。</p>